

第 27 回厚岸町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和 2 年 5 月 26 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分
- 2 開催場所 厚岸町役場 2 階 庁議室
3. 出席委員（ 9 人）
 - (1) 会 長 1 番 荒 岡 正
 - (2) 委 員 2 番 小野寺 孝 一、3 番 徳 田 善 一
4 番 米 澤 仁、5 番 伊 藤 美 晴、
10 番 遠 藤 浩 一、11 番 貢 則 夫
12 番 樋 浦 泰 夫、13 番 佐 藤 仁 昭
4. 欠席委員（ 5 人） 6 番 木 原 晃、7 番 石 澤 由 紀 子、
8 番 音 喜 多 政 東、9 番 河 村 芳 則、
14 番 西 野 義 幸
- 5 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名 10 番 遠藤 浩一、11 番 貢 則夫
 - 第 2 協議案第 8 号 下限面積の設定について
 - 第 3 議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について
 - 第 4 議案第 63 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 第 5 議案第 64 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 6 議案第 65 号 厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見徴取
について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

7. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>本日は、お忙しい中、総会に出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員9人、欠席委員5人、よって厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、只今から第27回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>会長</p>	<p>本日の議事録署名委員に 10番 遠藤 委員 と 11番 貢 委員 を指名いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議事日程に従い、議事を進めます。</p> <p>日程第1 協議案第8号「下限面積の設定について」を議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書1ページをお開き願います。</p> <p>協議案第8号「下限面積の設定について」</p> <p>下限面積の設定について、別紙のとおり 協議する。</p> <p>令和2年5月26日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>この議案につきましては、議案書2ページから3ページまでとなっております。内容については、事前に配布した「議案説明資料」の1ページに記載されておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>下限面積を設定しないことについて、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局から説明のあった、協議案第8号を審議します。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に意見等がないようですので、協議案第8号は原案のとおり承認いたします。</p>

	<p>それでは、次に日程第2</p> <p>議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
<p>佐々木主事</p>	<p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、厚岸町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。</p> <p>令和2年5月26日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明申し上げます。</p> <p>5ページと6ページには、今回、上程されております「農用地利用集積計画」の権利者双方の一覧を記載しております。</p> <p>今回の案件は、売買が6件、賃貸借が16件となっております。</p> <p>各筆明細については、議案書7ページから28ページに</p> <p>位置図は、議案資料の1ページから24ページまでとなっております。</p> <p>内容の説明については、「議案説明資料」の2ページから13ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で、議案第62号の説明を終わります。</p> <p>なお、番号18番は遠藤委員が、番号19番は西野委員が、番号20番から22番は荒岡会長が、同じく番号22番は徳田委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>また、「議事参与の制限」につきましては「自己又は同居の親族若しくはその配偶者」となっておりますので、荒岡会長が直接「議事参与の制限」に該当することはありません。しかし、同じ農業経営に携わっている場合は、「議事参与の制限」に抵触するおそれがあるため、会長と相談し、今後はこの場合につきましても「議事参与の制限」として取り扱うこととしました。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>

会 長

ただいま、事務局から説明があったように、今後は同居の親族等でなくとも、同じ農業経営に携わっている場合は「議事参与の制限」として取り扱うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように進めていきたいと思います。

まず、議案第 62 号 1 番から 17 番と 19 番を審議したいと思います。

質疑ございませんか。

(質疑無し)

特に意見等がないようですので、議案第 62 号 1 番から 17 番と 19 番は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 62 号 18 番を審議します。

遠藤委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。

休憩いたします。

(遠藤委員退室)

再開いたします。議案第 62 号 18 番について、質疑ございませんか。

(質疑無し)

特に意見等がないようですので、議案第 62 号 18 番は原案のとおり決定いたします。

休憩いたします。

(遠藤委員入室)

再開いたします。

遠藤委員にご報告いたします。

議案第 62 号 18 番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 62 号 20 番から 21 番を審議します。

会長の私が「議事参与の制限」に該当しますので、22 番の審議終了まで退室します。

	<p>なお、本日は会長職務代理が欠席しているため、議席番号から2番小野寺委員に議長を委ねたいと思います。</p> <p>小野寺委員、議長をお願いします。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(荒岡会長退室、議長交代)</p>
<p>議長 (小野寺委員)</p>	<p>再開いたします。</p> <p>議案第62号20番と21番について質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第62号20番と21番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第62号22番について審議します。</p> <p>徳田委員が「議事参与の制限」に該当するので、退室を求めます。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(徳田委員 退室)</p> <p>再開いたします。</p> <p>議案第62号22番について、質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第62号22番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(荒岡会長、徳田委員入室)</p> <p>荒岡会長と徳田委員に報告します。</p> <p>議案第62号20番から22番については、原案のとおり可決しました。</p> <p>休憩し、議長を交代します。</p> <p>(議長交代)</p>

<p>会 長</p>	<p>次に、日程第3「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書 29 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 63 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。</p> <p>令和 2 年 5 月 26 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容をご説明いたします。</p> <p>29 ページには、許可申請を行う権利者双方の一覧を記載しております。</p> <p>今回の案件は、売買が 1 件、賃貸借が 1 件となっております。</p> <p>許可申請書の写しについては、議案書 30 ページから 44 ページに、位置図につきましては議案資料の 25 ページから 27 ページまでとなっております。</p> <p>内容の説明については、「議案説明資料」の 14 ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で、議案第 63 号の説明を終わります。</p> <p>なお、番号 2 番は徳田委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>まず、議案第 63 号 1 番を審議したいと思います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第 63 号 1 番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>(異議無し)</p>

	<p>次に、議案第 63 号 2 番を審議します。</p> <p>徳田委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(徳田委員退室)</p> <p>再開いたします。議案第 63 号 2 番について</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第 63 号 2 番は原案のとおり決定いたします。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(徳田委員入室)</p> <p>再開いたします。</p> <p>徳田委員にご報告いたします。</p> <p>議案第 63 号 2 番は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に日程第 4 議案第 64 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
<p>佐々木主事</p>	<p>議案書 45 ページをお開き下さい。</p> <p>議案第 64 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、北海道農業会議に意見聴取を行う。</p> <p>また、北海道農業会議の判断が許可相当であった場合、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。</p> <p>令和 2 年 5 月 26 日提出 厚岸町農業委員会会長 荒 岡 正</p> <p>提案内容を説明いたします。</p>

	<p>申請者及び転用目的については、議案書の 45 ページに。</p> <p>許可申請書の写しと北海道農業会議への意見聴取に係る書類は、議案書 46 ページから 53 ページまでとなっております。</p> <p>内容の説明については、「議案説明資料」の 15 ページに 記載しておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で議案第 64 号の説明を終わります。</p> <p>簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第 64 号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第 64 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 5 議案第 65 号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書 54 ページをお開きください。</p> <p>議案第 65 号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」</p> <p>このたび厚岸町から表題の件について意見を求められたので付議する。</p> <p>令和 2 年 5 月 26 日提出 厚岸町農業委員会 会長 荒岡 正</p> <p>提案内容を説明いたします。</p> <p>議案第 64 号の転用を行うにあたり、「厚岸町農業振興地域整備計画」を「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、厚岸町から意見書の提出を求められております。</p> <p>厚岸町からの依頼書については、議案書の 55 ページから 61 ページに、土地利用計画図は、議案資料の 37 ページから 38 ページとなっております。</p>

	<p>内容の説明については、「議案説明資料」の16ページに記載しておりますので説明を省略させていただきます。</p> <p>事務局としては、議案書56ページの意見書を「意見なし」として提出したく、ご審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議案第65号について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見無し)</p> <p>特に意見等がないようですので、議案第65号は「意見なし」として厚岸町に提出いたします。</p> <p>全体をとおして何かございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。</p> <p>事務局からその他、連絡事項等がありますので説明願います。</p>
事務局長	<p>1. 今後のスケジュールについて</p> <p>次回総会は、今期限りで退任される「小野寺委員」「徳田委員」「河村委員」の最後の総会となることから、全農業委員出席での開催といたしたくよろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>全体を通して何かございませんか。</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終えたので、第27回厚岸町農業委員会総会を終了します。</p> <p>本日はご苦労さまでした。</p>

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 10番 印

議事録署名委員 11番 印